

ポジティブ・アクションの推進のために実施する主な施策(平成21年度)

1. ポジティブ・アクション周知啓発事業

①経営者団体との連携によるポジティブ・アクションの普及促進

企業が自主的にポジティブ・アクションに取り組むことを促す仕組みとして行政と経営者団体が連携し、「女性の活躍推進協議会」を平成13年度から開催している。

当協議会は、平成14年に「ポジティブ・アクションのための提言」をとりまとめるとともに、各種資料の作成やポジティブ・アクションについての周知活動を行っている。

②均等・両立推進企業表彰(均等推進企業部門)の実施

平成19年度から「均等・両立推進企業表彰」を実施し、ポジティブ・アクションを推進する企業を表彰している。

③機会均等推進責任者メールマガジン配信事業の実施

企業においてポジティブ・アクションを推進するために、事業所ごとに選任された機会均等推進責任者あて、メールマガジンによるポジティブ・アクション等に関する情報提供を行い、その活動を促進している。

2. ポジティブ・アクション推進戦略中核事業、地域展開事業(委託事業)

①ポジティブ・アクション応援サイトの運営

ポジティブ・アクションの実施状況を公表しようとする事業主に対する国の援助としてポジティブ・アクションを積極的に進めている企業の取組の閲覧、検索ができ、自社のポジティブ・アクションの取組を掲載できるサイトを運営している。

②ポジティブ・アクション実践研修の開催

企業の人事労務担当者を対象に、ポジティブ・アクションについての理解を深め、ポジティブ・アクションを効果的に行うための実践的なノウハウを提供する研修を開催している

③中小企業女性の能力発揮診断事業の実施

企業が自主的にポジティブ・アクションに取り組むために必要な数値目標を立てやすくするため、ポジティブ・アクション実施体制についての自社の推進状況を図ることができるものさしとなる値(ベンチマーク)を構築し、企業に対する診断、具体的取組内容についての助言、援助を実施している。

⑥企業内メンター育成事業の実施

女性が企業内でのキャリアを継続していく上で、結婚、出産、育児等との両立等様々な困難に遭遇した際に、相談相手となり、適切なアドバイスを行うことで、就業を継続していけるよう、管理職就任前後の女性を対象としたメンター育成研修等を実施している。